

Fast Fitness Japan

株式会社 Fast Fitness Japan



2026年1月13日

各 位

会 社 名 株式会社 Fast Fitness Japan
代 表 者 名 代表取締役社長 山 部 清 明
(コード番号: 7092 東証プライム市場)
問 合 せ 先 広報 IR 室長 中 村 成 宏
(TEL. 03-6279-0861)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年3月上旬から3月中旬頃を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年1月28日（水）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2026年1月28日（水）
- (2) 公告日 2026年1月13日（火）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）
<https://www.fastfitnessjapan.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2025年12月1日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社JG35（以下「公開買付者」といいます。）が2025年12月2日から開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）において、当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び譲渡制限付株式報酬として当社の取締役に付与された当社の譲渡制限付株式を含み、株式会社オーク（以下「オーク」といいます。）が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社に対して、以下の方法により当社の株主を公開買付者及びオークのみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を2026年3月上旬から3月中旬頃を目途に開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及びオークは本臨時株主総会

において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる本基準日を設定することいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

ただし、本公開買付けが成立しない場合、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以上